

さいたま市

保育の質のガイドライン



令和4年4月

さいたま市



## 目 次

1	はじめに	1
2	さいたま市の保育が目指すもの	2
3	ガイドラインの位置づけ	3
4	保育内容	4
	（1）乳児保育	5
	（2）1歳以上3歳未満児の保育	7
	（3）3歳以上児の保育	9
	（4）発達に支援が必要な子の保育	11
5	子どもの健康及び安全	13
	（1）子どもの健康支援	13
	（2）食育の推進	15
	（3）環境、衛生管理と安全管理	17
	（4）災害への対応	19
6	子育て支援	21
7	職員の資質向上	23
8	参考資料：検討体制	25

## 1 はじめに

さいたま市の保育施設は、基本的人権を尊重し、子どもたちの最善の利益のために、保護者ととも子どもたちを育てる営みに関わって参りました。

それぞれの園の保育理念、保育方針の下、地域性や積み重ねてきた経緯、歴史を踏まえ日々の保育を展開する中で、公立・私立合同で研修を行い、子どもたちの心身ともに健やかな成長を願い、さいたま市保育研究大会を開催し、互いに学びを深めてきました。

さいたま市の子どもたちが、かけがえのない乳幼児期を豊かに過ごし、健やかに成長するために、さらなる保育の質の向上をめざし、養護と教育が一体となった保育を展開していく指標として、「さいたま市保育の質のガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインは子どもの発達のチェックや成果のためのものではありません。さいたま市の保育に関わる者が保育の着眼点を共通理解しながら、日常の保育を振り返り、職員相互の連携や同僚性を高め、より豊かな保育を進めていくために、各園でマニュアル、手引き等とともに活用していただければ幸いです。



## 2 さいたま市の保育が目指すもの

すべての子どもが健やかに成長するために

### さいたま市の保育が目指すもの

「小さいのちの大きな未来を信じて、

子どもをみんなで支えてゆきます。」

さいたま市民憲章より

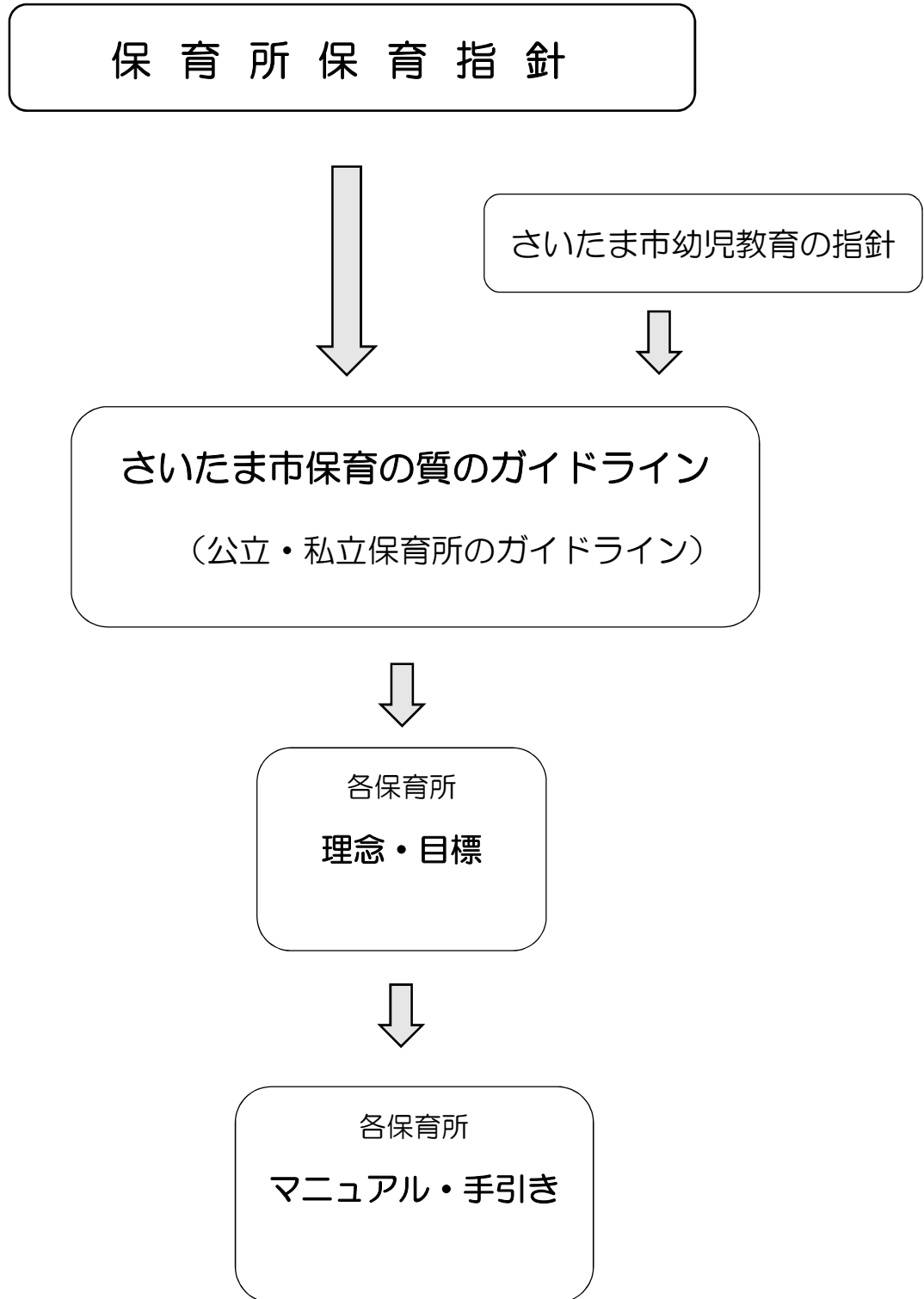
一人一人の子どもの心とからだの育ちを大切にします

一人一人の子どもが安心して過ごせる場所を作ります

子どもに関わる大人として保護者、地域とつながります

子どもと関わる大人として保育の質を高め合います

### 3 ガイドラインの位置づけ





## 4 保育内容

保育所は子どもが生涯にわたる人格形成において、極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場です。保育内容とは、子どもが保育所において安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を通して育みたい資質・能力を子どもの生活する姿で捉えたものです。保育士等が行う子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりである「養護」と、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」が一体となり、各保育所の保育理念や保育方針、地域性などを反映させながら保育を展開していきます。

子ども一人一人の発達過程や発達の連続性を考慮し、情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、応答的な関わりを丁寧に重ねていくことが大切です。

保育士等の適切な援助によって、子どもたちが自らやってみようとする意欲や興味、関心、好奇心、探求心などの心情や、考える力、認識力が培われ、自分への自信や自己肯定感を育てていけるような保育実践が求められます。



## (1) 乳児保育

乳児期は、視覚、聴覚といった感覚を通して周囲の人やものをつながり、座る、這う、歩くなど心身の発達著しい時期です。愛情をこめて受容的に関わる大人とのやり取りを重ねる中で、身近な人の顔がわかり、情緒的な絆が形成され、言葉を獲得し、人に対する基本的信頼感が育まれ、その信頼関係を基盤に世界を広げていきます。

こうした乳児の育つ姿は、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という3つの視点として示されています。

この3つの視点を意識し、安全が保障され、安定して過ごせるよう十分に配慮された環境の下、乳児が自ら生きようとする力を発揮できるよう、応答的に関わり、子どもたち一人一人の発達、興味、関心に応じた生活や遊びの充実を図ることが重要です。





#### <着眼点> 4(1) 乳児保育

一人一人の発育及び発達状態や健康状態について把握し、職員間や嘱託医との連携をとり適切に対応する。

一人一人の子どもの生育歴の違いやそれぞれの発達の状況に合わせて欲求を満たし、応答的に関わる。

発育に応じて体を動かす機会を十分に確保し、温かい触れ合いの中で自ら体を動かそうとする意欲を育む。

子どもが穏やかに過ごすことができるよう、音の大きさや採光、換気など、状況に応じ、配慮する。

表情の変化・発声・喃語・身体の動きなどの感情表現を受けとめ、表情豊かにやさしく語りかける。

遊びを通して、感覚の発達が促されるよう玩具の種類や色・大きさなどの工夫をする。

子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りの物について常に十分な点検を行う。

子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態に即して個別の指導計画を作成する。

保育士、看護師、栄養士、調理員などが連携をとり、専門性を生かした対応に努める。

保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ支援に努める。

## (2) 1歳以上3歳未満児の保育

この時期は基本的な運動機能が発達し、自分の体を思うように動かすことができるようになり、手や指を使って身の回りのことを自分でしようとするようになります。発声も明瞭になり、語彙も増え、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。自己主張することも多くなる一方で、思い通りにはできずもどかしい思いをしたり、甘えたい気持ちが強くなり不安定になったりするなど気持ちが揺れ動く時期でもあります。

そのような言葉にならない様々な思いを丁寧に汲みとり、受け入れつつ「自分でしたい」という気持ちを尊重し、応答的に関わり、その発達や生活の自立を温かく見守ることが大切です。日常的に関わる保育士の口調、内容などが子どもの心や言葉の育ちに大きく影響するという意識し、応答的に関わるが必要になってきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育内容は「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域として示されています。これらは、養護における「生命の保持及び情緒の安定」に関わる保育内容と一体となって展開されていくことが大切です。



#### <着眼点> 4(2) 1歳以上3歳未満児の保育

一人一人の発育及び発達状態や健康状態について把握し、職員間や嘱託医との連携をとり適切に対応する。
基本的な生活習慣の習得にあたっては、家庭での生活経験に配慮し、急がせることなく、子どもにわかりやすい方法・やり方などを示し達成感が味わえるよう適切な援助をする。
自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守り、愛情豊かに、応答的に関わる。
思い通りにいかない場合などの子どもの不安定な感情の表出を受け止め関わる。
友達との関わりにおいて、自己と他者の違いの認識が十分でないことから保育士等が仲立ちとなって丁寧に伝えていく。
探索活動が十分に行えるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れる。
子どもの発達状態に応じた環境構成、保育内容を検討し事故防止に努める。
玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫する。
身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験につながるようなやりとりをする。
子ども一人一人の発達状況に応じて、遊びや関わりを工夫するなど、保育の内容を適切に展開する。
身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、様々な感覚を働かせることを楽しむ遊びや環境を整える。
言葉が獲得されていく時期であることを考慮し、楽しい雰囲気の中で保育士等と言葉のやりとりをする。
感じたことや考えたことを自分なりに表現できるよう受容的に関わる。

### (3) 3歳以上児の保育

この時期は運動機能がますます発達し、全身を巧みに使い様々な遊びに挑戦し活発に遊ぶようになります。生活習慣においても、1日の生活の流れを見通しながら、自ら進んで行うようになります。理解する語彙数が急激に増え、知的興味や関心が高まり身近な環境に積極的に関わる中で、様々なものの特性を知り、思考力や認識力も高まってきます。

自我が育ち、仲間と共通の目的に向かって話し合い、葛藤しながら互いに折り合いをつける経験を重ね、自分たちで解決しようとする姿が見られるようになってきます。仲間の一員として役割を分担し、思いや考えを出し合い協同して粘り強く取り組み、やり遂げた達成感を味わうことは、自信や自己肯定感を育むことにつながります。

3歳以上児の保育は、乳児期から「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という3つの視点で展開されてきた保育の連続性を理解し、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域で示された保育のねらいと内容について子どもが主体的に関わる具体的な活動を通し、養護と教育を一体的に展開していくことが大切です。

また、幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿を念頭に置き、豊かな体験を通して感じたり気づいたり、考えたり、試したり、工夫する力を保育活動全体によって育み、卒園後の学びへつなげていくことが大切です。

この10の姿はあくまで育ててほしい「方向性」であり、育つべき「能力」や「到達点」ではありません。乳児期から子どもが生活や遊びの様々な場面で自発的に周囲の人や物に興味を持ち、五感を生かして直接関わっていきこうとする姿が学びにつながります。

#### <着眼点> 4(3) 3歳以上児の保育

基本的な生活習慣の形成にあたっては家庭での生活経験に配慮し、子どもの自立心を育て主体的な活動を展開する中で次第に見通しをもって行動できるようにする。
集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもに認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにする。
子どもが互いに関わりを深め、協同して遊び、自ら行動する力を育てるとともに他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開できるよう援助する。
子どもが互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、決まりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つように援助する。
自然の変化に気付いたり動植物に触れる機会を作り、好奇心や探求心を持って考えたり、命あるものとして大切にすることを育てる取り組みをする。
季節の行事や伝統的な遊び、異なる文化等に親しみ、興味や関心を持てるようにする。
地域性を踏まえ、近隣の施設等を含む地域との交流を図り、社会と関わる取り組みをする。
身近な人に自分の感情や意思などを伝え、それに相手が応答する中で、言葉を交わす喜びを味わえるようにする。
子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、保育士等や他の子どもの話に興味をもって聞くことを通して、話を理解し言葉による伝え合いができるようにする。
感じたことや考えたことを自分なりに表現し、楽しみながら豊かな感性や表現する力を養えるようにする。
子どもの育ちや取り組んできた活動が小学校以降の生活や学習の基盤となっていることを意識し、保護者や地域、就学先の小学校等に伝える工夫や配慮をする。



#### （４）発達に支援が必要な子の保育

保育所はすべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう場です。そのため、一人一人の子どもが安心して生活できる保育環境となるよう、障害や様々な発達上の課題など、状況に応じて適切に配慮する必要があります。こうした環境の下、子どもたちが共に過ごす経験は、将来的に障害の有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の基盤になると考えられます。

一人一人の障害や発達上の課題は様々であり、その状態も多様であることから、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、保育所の生活の中で考えられる育ちや困難の状態を理解し、子どもとの関わりにおいて、個に応じた関わりと集団としての関わりの両面を大切に職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開することが大切です。

また、家庭や地域、関係機関との連携を通し互いに子どもについての理解を深め合うことや、保護者の抱える悩みや不安を理解し支える関係を形成することは子どもの育ちにとってとても大切なことです。



＜着眼点＞ 4（4）発達に支援が必要な子の保育

建物・設備等、障害に応じた環境整備に配慮する。

クラス等の指導計画と関連付けて個別の指導計画を作成する。

計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育が行えるよう職員間のサポート体制を整える。

子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにする。

保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮する。

必要に応じて医療機関や専門機関等と連携をとり、適切な対応をする。

子どもの育ちの特性や関わり方などについて研修等により必要な知識や情報を得る。

保護者の思いに寄り添い、共に考える姿勢を持つ。

## 5 子どもの健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活が確立されることは日々の保育の基本であり、そのために、一人一人の子どもや保育所全体の健康及び安全の確保に努めることが大切です。また、子どもが自らの体や健康に関心をもち、基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培っていく視点に基づいた保育士等の関わりや配慮が望まれます。

### (1) 子どもの健康支援

乳幼児は抵抗力が弱く様々な病気にかかりやすい時期です。そのため保育者は、子どもたちが快適かつ健康に過ごせるよう感染症やアレルギー、その他の疾病等の知識や理解を深め、適切な対応をすることが求められます。また、子どもの健康状態並びに発育・発達状態を把握し、「年間保健計画」に基づき、毎月の身体測定や嘱託医による定期健康診断を実施します。午睡時の睡眠チェックを徹底し、日々の健康観察を行うとともに、保護者との連絡を密にとりながら、子どもの健康と安全に配慮し、必要な場合は他機関との連携を図ります。

また、子どもの心身の状態に不適切な養育の兆候が見られる場合は各区支援課や保育課及び関係機関と連携するとともに、虐待が疑われる場合は速やかに児童相談所に通告する等、適切に対応します。

#### 【他機関との連携】

各区支援課・保育課	児童・家庭状況の報告・相談
各区保健センター	児童の家庭状況の報告・相談
児童相談所	虐待に関する相談・通告
嘱託医	定期健診、歯科健診、各種相談
保健所	感染症等の対応

#### 参照

<厚生労働省>

保育所における感染症対策ガイドライン、子ども虐待対応の手引き

<さいたま市>

保育園危機管理マニュアル、プール活動・水遊びの安全対策について、

さいたま市子ども虐待対応マニュアル

## <着眼点> 5(1) 子どもの健康支援

保健(日々の衛生管理・感染症対策等)に関するマニュアルについて、職員全員に周知徹底する。
子どもの入所の際に、既往歴および予防接種等の把握を行う。
地域で流行している感染症の情報を保護者と共有し、必要に応じて予防接種の勧奨を行う。
子どもに対し嘱託医による定期的な(年 2 回以上)健康診断を行い、結果を職員・保護者と共有し子どもの健康管理に努める。
子どもの個々のペースや体調に合わせて生活リズムや環境を整え、健康に過ごすことができるように配慮する。
子どもの食事・睡眠・排泄の状況が家庭と保育所相互で情報交換できるよう、連絡ノート等を用いるなど工夫する。
乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する正しい知識を持ち、職員間で定期的に確認し合う。
午睡時チェックを徹底し、一人一人の睡眠中の状態を把握する。またその情報を職員間で共有する。
与薬の依頼を受ける場合は医師の指示に従い、依頼書等に基づき行う。与薬の際は複数の職員で確認する。また、与薬が適正に行われたかを確認できる仕組みになっている。
子どもの心身の状況を日々把握し、不適切な兆候あるいは虐待が発見された時は施設長に報告する。施設長は速やかに関係機関(支援課、保育課、児童相談所)に報告、通告する。

## (2) 食育の推進

保育所の食育は、適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成等の「食を営む力」の基礎を培うことを目標としています。

これにより、さいたま市の目指す食育は、「食育を通して、心と身体の健康を培い、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育む」「市民、地域、各種団体などと行政が協働し、食育に取り組む」を基本理念としています。

食に関して保育園が担う役割は大きく、子どもの発達・発育という側面だけではなく保護者支援も含めた「さいたま市食育年間計画」に基づき実践、評価を行い、各種マニュアルに沿って安全・安心かつ衛生的な食事を提供します。

### 参照

<厚生労働省>

保育所における食事の提供ガイドライン、

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン、大量調理施設衛生管理マニュアル

<さいたま市>

さいたま市保育所等における食物アレルギー対応マニュアル、

さいたま市公立保育園 保育園給食衛生管理の手引き





## ＜着眼点＞ 5（2）食育の推進

さいたま市食育年間計画をベースに、各保育所の食育に関する方針や目標が計画され、管理栄養士・栄養士・調理員と保育士等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行う。
衛生管理マニュアル等を作成し、衛生点検表による毎日の点検、清潔な外衣・帽子・履物の着用、厨房や調理器具の取り扱い等、衛生管理を徹底する。
食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスの整った給食を提供する。
授乳・離乳期には家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況(未摂取の食材の把握)に応じて時間、調理方法、量などを決め提供する。
温かい物は温かいうちに、冷たい物は冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨にかなった適切な温度で、子どもの食事のタイミングに合わせて食事を提供する。
個人差や発達状態、その日の体調など個々の子どもの状態に合わせて細かい配慮を行う。
採光やテーブルやいすの高さや大きさ、子どもが扱いやすい食器や食具を準備するなど、食事につながる環境を整える。
ゆとりある食事時間を確保し、無理やり食べさせたりせず、子どもの気持ちに寄り添いながら、個々のペースに合わせて介助をする。
子どもたちが、友だちや職員と食事中の会話を楽しみ、一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べる。
低年齢児から、発達に合わせて子どもが主体的に活動できるような食育計画を作成する。計画に基づいた食育活動(栽培、収穫物を食べる、食文化への関心等)を行う。
食物アレルギー対応については、生活管理指導表に基づき、保護者と職員(施設長、保育士、看護師、管理栄養士、栄養士、調理員等)で面談し子どもの現状を把握するとともに、相互の共通理解と連携を図るようにする。また、職員間で細心の注意を払いながら、他の子どもと一緒に楽しんで食育活動に参加できるよう配慮する。(生活管理指導表は年に1回見直しを行う)
保育所での子どもの食事の様子や、食育への取り組みについて保護者に伝えたり、家庭からの食生活に関する相談に応じたり、家庭と連携・協力して食育を進める。
「事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づき対応する。子どもの咀嚼・嚥下機能の発達に応じた調理の工夫形態で給食を提供する。

### (3) 環境、衛生管理と安全管理

保育所職員は、危機管理意識をもって日々の保育活動を行い、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備します。保育の提供による事故防止のために「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取り組み】～施設・事業者向け～」を遵守し、子どもの心身の状況等を踏まえつつ、日々、施設内外の安全点検に努めます。また、事故発生防止委員会を設置し、保育事故の防止と、再発防止のための検証や対応を事故報告書およびヒヤリハット報告を下に速やかに行い、職員の共通理解を図り、組織全体で安心、安全な保育に取り組むことが重要です。

感染症については「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき対応しますが、抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、常に職員間で、新しい情報を共有し、学びを深めることが大切です。

#### 参照

<厚生労働省>

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、  
保育所における感染症対策ガイドライン、子ども虐待対応の手引き、  
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

<さいたま市>

保育園危機管理マニュアル、プール活動・水遊びの安全対策について、  
さいたま市子ども虐待対応マニュアル、  
さいたま市保育所等における食物アレルギー対応マニュアル

### <着眼点> 5 (3) 環境、衛生管理と安全管理

施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を季節に応じ、常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努める。
事故(プール活動、水遊び、沐浴)や災害、不審者対応等における安全確保や事故防止についてリスクや注意すべきことを整理し、対応マニュアルを作成する。全職員に周知するための研修、発生時を想定した訓練等を定期的に行う。
事故報告やヒヤリハット報告を徹底し、職員間で情報を共有し、検証を行い、事故の再発防止につなげる。
午睡時は、一人一人の寝具が用意され、顔色や小さな変化も見逃さないように睡眠チェックを行う。うつぶせで寝ている時は体位を変えるなど乳幼児突然死症候群(SIDS)防止の取り組みを行う。室内は適切な明るさを保ち、棚の上など安全な環境に配慮する。
食事の際には水分補給を行い、のどを潤してから食べさせたり、口の中に食べ物が残っていないか、詰め込みすぎしていないか等の配慮をしたりしながら食事の介助を行う。
食物アレルギー対応については、「保育所等における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、医師による「生活管理指導表」を下に、アレルギー食品(未摂取の食材を含む)の確認、献立の確認、食事提供時の留意点、誤食した場合の対応方法を、保護者と定期的に話し合う。
遊具の安全点検や保育に関する設備、備品等を含む保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善をする。
その日の子どもの様子や活動内容における安全管理について、職員同士で事前の確認、下準備等をするとともに、子どもの行動を予測し職員同士が声をかけ合いながら保育を行う。
引継ぎ時や活動の切り替え時などに子どもの人数を確認する。
プール活動の際には、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」「プールあそびマニュアル」に基づき”監視役”に徹する職員を配置し、転倒転落や溺水防止を徹底する。
職員間で連携をとり、緊急時にも対応できる体制を整える。
虐待の兆候が、子どもの体調・表情・けが・食欲・清潔面・情緒面等に表れることが多いということ理解し、虐待の事実または疑いがある場合は、組織として速やかに対応する。
子どもの体調の変化やけがなど状況を把握し、保護者に丁寧に報告する。
感染症発症時には、施設内掲示等で保護者に周知したり、施設内の衛生管理を徹底したりするなど、保護者の協力や職員の連携などにより感染拡大防止に努める。
「保育所における感染症ガイドライン」を基に定期的に感染症の予防や発生時の対応(処理の手順や方法)等に関する勉強会を開催し、習得に努める。

#### (4) 災害への対応

火災、地震、水害等の災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練年間計画を作成し、それに沿って毎月避難訓練を実施し、年に2回消防訓練実施書を提出します。又、不審者を想定した防犯訓練等を実施し、職員の対応強化や子どもの防犯意識を育てます。

災害の発生時には、保護者等への連絡及び子どもの引き渡しを円滑に確実にを行うため、連絡体制や引き渡し方法について事前に確認、共有し、日頃から保護者との密接な連携に努めます。

#### 参照

<さいたま市>

さいたま市内保育施設の災害時における臨時休園等のガイドライン



#### <着眼点> 5(4) 災害への対応

災害時の食料や備品類等の備蓄リスト、および持ち出しリストを作成し、管理者を決め定期的に点検を実施し必要なものを整備し、職員間で共有する。
消防計画や地域の避難所等を職員に周知し、定期的に避難訓練や消火訓練を行う。
子ども自らが安全に対する認識や関心を高められるよう、避難訓練や防犯訓練などを定期的に計画、実施する。
災害時の保育体制、保護者との連絡体制及び円滑な保護者への引き渡し方法について整備し、保護者や職員に周知する。
緊急時の個人情報管理について職員で共通理解し、適切な管理を行う。
大雨による河川の氾濫など、水害のリスクに備え、ハザードマップを活用して必要な対策や避難場所・避難経路を確認する。
外部からの不審者侵入等、様々な場面を想定して定期的に防犯訓練を行う。
転倒防止・落下防止等備品・遊具の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努める。



## 6 子育て支援

保育所の環境や専門性を生かし、すべての子どもが心身ともに健やかに育つため保護者と協力し、共に子育てしていくことを大切にしていきます。また、子どもと保護者の安定した関係が、築かれるように子どもの育ちの姿を伝え、喜びを共有し合うとともに、保護者の養育力の向上につなげます。

保育所を利用する保護者に対しては、交流を深め、お互いを理解し、状況に合わせた個別の支援をしていきます。また、特別な配慮を必要とする家庭には、関係機関との連携を図りながら対応していきます。

また、地域の保護者に対して、子育て支援センター等での知識・情報の提供や相談、一時保育制度を通して、育児不安の解消につなげ、保育の専門性を活かして、地域の子育て家庭を支援していきます。



## <着眼点> 6 子育て支援

保護者懇談会や保育参加、園だより、保健だより等を活用し、保育方針や日々の保育の意図、子どもの保育所での様子を家庭に紹介し、保護者との相互理解や個別支援を図る。
保護者に、登降園時の会話や連絡帳、活動の記録、行事参加、懇談会等、あらゆる機会を通じて子どもの様子や保育の意図を伝え、信頼関係を作る。
保護者の話を傾聴し、誠実に応える姿勢を持ち、保護者と職員が互いに子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践に活かす。
保護者懇談会や行事等で保護者同士の話し合いの場や協同で取り組む活動を提供し、保護者の自主的な活動に協力する等、保護者間の連携を支援する。
子どもの成長の連続性を保障するため、小学校教諭との意見交換を行う等、就学に向けて連携を図る。
保育所の実情に応じて地域の人との交流の機会を設け子育て家庭に対する支援を行う。
延長保育・一時保育・病児保育等多様化する保育の需要を理解し、必要とする家庭につないだり提供したりすることで保護者の仕事と子育ての両立等を支援する。
特別な配慮（外国籍・経済的困窮・養育困難等）を必要とする家庭への支援について、職員間で情報共有し、関係機関とも連携を図る。
育児不安等が見られる保護者に対し、保護者の思いや家族の状況、保育所での子どもの様子（発達や行動特徴等）を踏まえ、援助の仕方を一緒に考える姿勢を持ち支援を行う。
施設長は不適切な養育（※1）や虐待等の疑い（※2）がある場合には、すみやかに園内で情報を共有し、関係機関（各区支援課・保健センター・児童相談所）に連絡し相談する。
施設長、主任、保育士等が役割分担して支え、組織として保護者を支援する体制づくりを行う。
利用者の意見・要望・苦情等に適切に対応し、その検討結果について保護者に伝える。
保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を必ず保持する。

※1 不適切な養育：ネグレクト

※2 虐待等の疑い：不自然な傷や打撲痕、心理的虐待、性的虐待を含む。

## 7 職員の資質向上

子どもの最善の利益のため、人権に配慮した保育を行うためには、保育所職員の人間性や専門性、職務及び責任の理解と自覚が基盤となります。一人一人の子どもの安心と安定した生活を保障し、保護者や地域の子育て支援を行っていくために、あらゆる職種の職員が保育の質の向上に向けて、園の理念や目標を共通理解し、保育内容の改善や役割分担の見直し等に組織的に取り組み、必要な知識及び技術の習得・維持及び向上に努めることが求められます。

保育所職員は、日々の保育を振り返り、課題を見つけ自らの保育力を向上させていくことが大切です。また、職員同士が互いに知識や専門性を伝え合い、共通理解を高めながら実践を通して質の向上を図ります。

施設長は保育所の役割や社会的責任を遂行するため法令等を遵守し、自ら率先して自己研鑽に努め、園の理念や目標を明確に提示して保育実践に繋げることが大切です。また、さいたま市幼児教育・保育人材育成方針に基づき、職位や職務内容を踏まえながら各職員にバランスよく研修の機会を提供する等、職員が自らの学ぶ意欲を高め、保育所全体で質の高い保育が実践できるよう体制を作ることが大切です。

また、さいたま市の保育所相互の連携や関係機関との連携を図っていきます。

### 参照

<全国保育士会>

保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

<さいたま市>

さいたま市幼児教育・保育人材育成方針

## <着眼点> 7 職員の資質向上

「子どもの最善の利益」を考慮し、子どもの人権に配慮した保育を行う。
保育所保育指針を学び十分に理解して、日々の保育実践に活かし、向上心を持って取り組む。
保育のプロであるという意識の下、専門知識を活かして保育を行う。
子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむ。
職務内容に応じた研修や他施設との交流などを通して、自身の保育を振り返り、スキルアップに努める。
職員間の信頼関係を築き、保育に関する情報共有をはじめとするコミュニケーションを大切にする。
組織目標を明確にし、職員一人一人が課題を見出し園全体の保育へとつながるように取り組む。
施設長自身が管理者としての専門性の向上に努める。
施設長・主任は施設の課題を自覚し職員に対し指導や助言を行う役割を果たす。
保育者の経験年数や長期的な展望を考慮し、資質向上、保育内容の充実のために、研修計画を作成して研修に参加させる。
職場内外の研修に参加し、保育の専門性を高め、研修内容を職員全体で共有し、職場全体の同僚性、保育力を高めていく。
職員が自らの目標に向かって取り組めるようキャリアパスが明確に示され、それに合わせた研修体系が整えられている。
外部研修に参加した職員は、研修で知識・技能を他の職員と共有し、専門性の向上につなげていく。
施設長は、研修の受講を特定の職員に偏ることなく行われるよう配慮する。

## 8 参考資料：検討体制

<令和2年度>

○さいたま市保育の質のガイドライン検討会議

- ・第1回検討会議：令和2年12月18日（金）
- ・第2回検討会議：令和3年 3月25日（木）

○検討メンバー（敬称略）

・さいたま市私立保育園協会（以下、私保協と表記）

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 大野 智子  | （私保協 会長／あおぞらウインクルム保育園 園長） |
| 三須 亜由美 | （私保協 副会長／いちご南保育園 園長）      |
| 丸山 和彦  | （私保協 副会長／浦和ひなどり保育園 園長）    |
| 和田 明子  | （私保協 副会長／エンゼル保育園 園長）      |
| 島村 和宏  | （私保協 副会長／えがお保育園 園長）       |
| 木村 和孝  | （私保協 副会長／ふらっとセントラル保育園 園長） |
| 伊藤 安博  | （私保協 監事／松木保育園 園長）         |
| 笠原 栄希  | （私保協 事務局長／きらり保育園 統括園長）    |
| 田仲 雄貴  | （私保協 事務次長／桜花保育園 園長）       |

※その他、各部部長・副部長

・さいたま市

- |        |              |
|--------|--------------|
| 久保 直子  | （保育課 副参事）    |
| 石井 一美  | （保育課 副参事）    |
| 大塚 裕子  | （保育課 主査）     |
| 伊関 誠子  | （田島保育園 園長）   |
| 西 恭子   | （尾間木保育園 副園長） |
| 茂木 明美  | （原山保育園 園長）   |
| 有川 純子  | （大谷口保育園 園長）  |
| 納見 千加子 | （大東保育園 園長）   |
| 平本 容子  | （西堀保育園 副園長）  |
| 江部 美津子 | （針ヶ谷保育園 園長）  |
| 竹内 洋子  | （大宮保育園 園長）   |
| 袖山 友子  | （桜木保育園 園長）   |
| 大島 美恵子 | （三橋保育園 園長）   |
| 西山 亜希子 | （大和田保育園 園長）  |
| 山田 直美  | （指扇保育園 園長）   |
| 山口 隆子  | （泰平保育園 園長）   |
| 緑川 佳代  | （鈴谷西保育園 園長）  |
| 土井 敦子  | （八王子保育園 園長）  |
| 松沢 明世  | （西町保育園 園長）   |



<令和3年度>

○さいたま市保育の質のガイドライン検討会議

- ・第1回検討会議：令和3年7月21日（水）
- ・第2回検討会議：令和4年1月13日（木）

○検討メンバー（敬称略）

・さいたま市私立保育園協会（以下、私保協と表記）

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 大野 智子  | （私保協 会長／あおぞらウインクルム保育園 園長） |
| 三須 亜由美 | （私保協 副会長／いちご南保育園 園長）      |
| 丸山 和彦  | （私保協 副会長／浦和ひなどり保育園 園長）    |
| 和田 明子  | （私保協 副会長／エンゼル保育園 園長）      |
| 島村 和宏  | （私保協 副会長／えがお三橋保育園 園長）     |
| 木村 和孝  | （私保協 副会長／ふらっとセントラル保育園 園長） |
| 伊藤 安博  | （私保協 監事／松木保育園 園長）         |
| 笠原 栄希  | （私保協 事務局長／きらり保育園 統括園長）    |
| 田仲 雄貴  | （私保協 事務次長／桜花保育園 園長）       |

・さいたま市

- |        |              |
|--------|--------------|
| 久保 直子  | （保育課 副参事）    |
| 石井 一美  | （保育課 副参事）    |
| 大塚 裕子  | （保育課 主査）     |
| 緑川 佳代  | （本太保育園 園長）   |
| 伊関 誠子  | （田島保育園 園長）   |
| 西 恭子   | （尾間木保育園 副園長） |
| 茂木 明美  | （原山保育園 園長）   |
| 有川 純子  | （大谷口保育園 園長）  |
| 納見 千加子 | （大東保育園 園長）   |
| 竹内 洋子  | （大宮保育園 園長）   |
| 袖山 友子  | （桜木保育園 園長）   |
| 大島 美恵子 | （三橋保育園 園長）   |
| 松沢 明世  | （七里保育園 園長）   |
| 飯星 薫   | （寿能保育園 園長）   |
| 平本 容子  | （指扇保育園 副園長）  |
| 山口 隆子  | （泰平保育園 園長）   |
| 加藤 みどり | （大戸保育園 園長）   |
| 土井 敦子  | （八王子保育園 園長）  |
| 谷口 洋子  | （美幸保育園 副園長）  |







さいたま市  
子ども未来局 幼児未来部 保育課